

## 多摩支部15周年記念特別事業 「多摩400万市民のためにもっと身近な司法サービスを！」

特別事業実行委員会委員長 竹村 淳 (62期)

1 東京三弁護士会多摩支部は、1998年4月1日に設立され、2013年に15周年を迎えました。そこで、多摩支部では、支部設立15周年を記念し、2013年度特別事業として、2014年3月1日（土）と3月8日（土）に、『多摩400万市民のためにもっと身近な司法サービスを！』と題するイベントを開催しました。

特別事業は、弁護士会の活動をわかりやすく伝えることで、市民の方々に弁護士会をより身近に感じてもらうことを目的として開催されてきましたが、今回の特別事業は、多摩支部の15年間の活動の成果といえる、現在、多摩支部で実施されている「消費者」、「高齢者・障害者」、「犯罪被害者支援」、「労働」、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」、「子ども」、「生活保護」の7つの各種専門相談のPRを重要なテーマと位置付けました。

この観点から、3月1日（土）は、立川市女性総合センター・アイムにて、漫才と寸劇及び専門相談を題材としたパネルディスカッションを行い、3月8日（土）は、東京三弁護士会多摩支部会館にて、前記の7つの専門法律相談が一堂に会する無料専門法律相談会と相続・後見をテーマとする無料市民講座を開催しました。

以下、各日の内容をより詳細に説明します。

2 3月1日（土）の漫才と寸劇は、①市民の関心が高い遺産分割、②高齢者・障害者相談、消費者相談に関わる高齢者の消費者被害、③DV相談と子どもの悩みごと相談を素材とする離婚問題の3つのパートで構成される寸劇と、中井信郎会員、野本未希弁護士（第一東京弁護士会）の漫才コンビ『ノモトナカイ』による漫才を組み合わせ、身



漫才コンビ「ノモトナカイ」

近なトラブルの解決に弁護士がどのように関与しているのかを、楽しくわかりやすく伝えました。

この漫才と寸劇は、出演者はもちろんのこと、脚本、演技指導、照明、音響、大道具・小道具の準備、舞台設営等のすべてを、若手を中心とする支部会員で行いました。そして、厳しい舞台稽古を重ねるなかで、支部会員同士の結束力も大いに強まることになりました。

なお、『ノモトナカイ』は2月26日（水）付の朝日新聞の朝刊で大きく取り上げられ、2月27日（木）の文化放送の番組にも出演しました。当日のアンケート結果によると、『ノモトナカイ』を目標に会場にお越しになった市民の方も数多くいらっしゃったようで、特別事業の告知に大いに貢献しました。

同日のパネルディスカッションは、『市民のニーズに応える専門法律相談とは』と題して、専門相談を運営する側である弁護士2名（高木敦子会員、岡垣豊会員）と、利用する側（市民）と接点を持つ機会の多い、立川市南部

西ふじみ地域包括支援センター職員の須崎篤氏、立川市女性総合センター・アイムのカウンセリング相談員の北山信子氏の4名で、主として、高齢者・障害者問題とDV問題について議論を行いました。

高齢者・障害者問題についての議論では、弁護士から、弁護士会は関係諸機関と連携をとっており、関係諸機関を経由した法律相談によって消費者被害や後見の問題が存在することが発覚した事例があったこと、しかし、高齢者・障害者専門相談の利用件数は伸びておらず、市民へのPRが必要であると考えていることが報告されました。

一方、須崎氏からは、市民は法律的な問題があるのではないかと思っても、弁護士に相談することは躊躇しがちであり、特に費用面で不安を感じていることが指摘されました。これに対し、弁護士からは、法律的な問題であるかどうかは弁護士でなければ判断がつかない場合も多く、躊躇せずに相談してもらいたいこと、費用面については、条件付きではあるが、高齢者・障害者問題の出張相談を無料で実施していることが伝えられました。

続く、DV問題についての議論では、北山氏より、DVの被害者は精神的な圧迫を受けているため誰かに相談をすること自体が難しい傾向があること、相談まで至ったとしてもDVの被害者は精神的に不安定なので、相談担当者の何気ない一言がDVの被害者を傷つけてしまう場合があること、相談担当者はDVの被害者と共に考えるという姿



パネルディスカッション

勢を持って欲しいことが指摘されました。

これに対し、弁護士からは、DV専門相談の相談担当者は被害者の心理面についての研修も行っていること、行政と連携をとって問題の解決に取り組んでいることが伝えられました。

以上の3月1日（土）の特別事業には約190名の方にご来場いただき、大盛況となりました。特別事業終了後には、3月8日（土）の無料法律相談会の申し込みをされる市民の方の姿も見受けられました。なお、3月1日（土）の特別事業は、3月2日（日）付の読売新聞の記事に取り上げられました。

3 3月8日（土）の無料法律相談会は、前記の7つの専門相談とその他の一般法律相談で合計63の相談枠を設定しておりましたが、当日の相談件数は50件で、こちらも大盛況となりました。

同日の無料市民講座では、相続と後見を巡る問題につき、増田径子弁護士（第二東京弁護士会）が具体的な事例を豊富に取り上げた講義を行い、講座終了後には聴講者とミニ法律相談会が行われました。

4 冒頭で述べたとおり、2013年度の特別事業は各種専門相談のPRを重要なテーマとしておりましたが、メディアに取り上げられ、また、3月1日（土）のイベントには多数の市民の方にお越しいただき、専門相談のPRという当初の目標は十分に達成できたのではないかと考えています。そして、3月8日（土）の専門相談を目玉とする無料法律相談会が盛況であったことは、市民の中に専門相談に対する潜在的なニーズがあることを強く感じさせました。

今回の特別事業は「成功」であったと総括できますが、専門相談に対する市民の認知度はまだまだ低いというのが現状です。今後も継続的に専門相談のPR活動を行うことで、弁護士だからこそできるリーガルサービスの存在を、広く市民の方々に知ってもらいたいと思います。

## 国際セミナー「ハーグ条約の国内の履行体制とこれからの課題」

国際委員会 委員 岩嶋亜也子 (64期)

国際委員会 委員 兼子 良太 (64期)

### 1 はじめに

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)は2013年の第183回通常国会において締結が承認され、2014年4月1日に発効した。新しい制度の運用開始に向けて会員の理解を高めるべく、去る2014年1月30日に東京三弁護士会の共同主催でセミナー「ハーグ条約の国内の履行体制とこれからの課題」が開催された。家事事件と涉外事件の両方の側面を持つ困難なテーマであるが、当日は94名が参加され、関心の高さがうかがわれた。セミナーは、菊地裕太郎会長(2013年度)の挨拶で始まり、続いて石黒美幸会員(国際委員会委員長)が概要を説明された。



国際セミナー 壇上に並んだ講演者

### 2 基調講演

講演は、まず早川吉尚会員(国際委員会副委員長)から、「ハーグ条約実施のための枠組概観」として、条約のポイントと、条約を実施していくための中央当局・裁判所の位置づけや、弁護士紹介制度、法律扶助、ADRといった条約履行のための諸制度の説明がなされた。

2番目の講演者として、西岡達史氏(外務省ハーグ条約室長)から「中央当局としての外務省の役割」、3番目の講演者として、石垣智子判事(東京家庭裁判所 ※現在は、裁判所職員総合研修所教官)から「家庭裁判所における手続」と題した講演がなされた。外務省と裁判所は、我が国がハーグ条約を履行していく上で中心的な役割を協働し

て果たしていく機関であるが、両機関の第一人者からそれぞれの体制整備や関連する仕組みについて解説を受けるのは大変貴重な機会であった。また、外務省及び裁判所がこの問題に対していかにプロアクティブに取り組んでいるかを感じることができた。

4番目の講演者の池田崇志弁護士(大阪弁護士会)からは、離婚事件と準拠法・国際裁判管轄等に関する説明があり、国境を越える子の連れ去り事件の実例(国境を越える面会交流及び人身保護請求事件)が紹介された。

5番目の講演者の鈴木五十三弁護士(第二東京弁護士会)からは、模擬設例に基づいて、遠隔地間私的調停の手続きが示され、合意条項の履行の確保、通訳のコスト等の問題が存することの説明があった。

6番目の講演者の坂井崇徳会員からは、ハーグ条約実施のための特徴的な制度であるハーグ条約対応弁護士紹介制度の案内がなされた。

7番目の講演者の渡部晃弁護士（第一東京弁護士会）からは、ハーグ条約実施法9条に基づくあっせんその他の措置をとるための機関制度である国際家事ADR制度に関し、手続きの概略等の説明があった。

### 3 質疑応答

各講演者からの講演の後、質疑応答が行われた。ハーグ条約の実施に関わる事案に関連する事件は国境をまたぐ事案事件であるため、とりわけ、準拠法の問題や国際裁判管轄権の問題について関心の高さがうかがわれた。

### 4 終わりに

ハーグ条約については、不明な部分や誤解も多く存するが、今回のセミナーは、疑問の払拭に大いに有用なものであった。ハーグ条約に関する事案は、弁護士会・家庭裁判所・外務省のいずれにとってもこれまで経験のない事項であるだけに、様々な問題の発生が予想される。今後は、研修や意見交換会等を通じた、弁護士相互の情報の共有が特に必要となるであろう。また、家庭裁判所や外務省との連携を円滑に進めるための取組みも重要と思われる。

## 中小企業支援体制構築のための「中小企業支援サミット」

中小企業法律支援センター委員 清水 裕二 (61期)

去る2月10日（月）午後5時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において、中小企業支援体制構築のための「中小企業支援サミット」が、東京三弁護士会の共催で開催された。当日は、参議院議員片山さつき氏、都議会議員遠藤守氏及び田中健氏のほか、200名を超える中小企業支援に関わる関係者が出席され、中小企業支援に対する関係者の関心の高さが明らかとなった。

冒頭、片山さつき氏からは、これまでの議員としての中小企業支援の取り組みが披露されるとともに、今まだ隘路があるのであれば大いに議論いただきたいとの挨拶がなされた。

第1部では、田島正広会員をコーディネーターとし、大



「中小企業支援サミット」の様子

田区選出の都議会議員2名と東京青年会議所の方をパネリストとして、「中小企業の支援政策の今後を語る」と題して、中小企業の現状と東京オリンピックも見据えた中小企業支援政策について議論がなされた。パネリストからは、

具体的な事例が紹介されるとともに、公的な支援策はほぼ出揃っていると思われるが、特に零細な中小企業にとっては各支援策を活用できていない状況にあり、各士業、関連団体の役割が重要である等の意見が出された。また、中小企業には、知財、海外取引等、個別の各分野に精通した弁護士のニーズがあることが明らかとなった。

第2部においては、中小企業庁、東京都中小企業振興公社から中小企業支援施策についての講演、当会相川泰男副会長（2013年度）から弁護士会における取り組みについて報告が行われた。弁護士会の取り組みとしては、「ひまわりほっとダイヤル」による弁護士との面談予約サービス、金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム等が紹介されたほか、更なる中小企業への法的支援のため、当会は、「コンシェルジュ」弁護士の配置と「精通」弁護士の紹介及びアウトリーチ活動を担う中小企業支援に特化した中小企業法律支援センターによる活動をスタート

させた旨の報告がなされた。

第3部では、中小企業を支援する関連団体及び士業による「中小企業支援のための連携構築を考える」と題したパネルディスカッションが開催された。具体的な事業再生、事業承継の事例をもとに、各支援機関が果たしうる役割、連携のあり方について、様々な意見が出された。各支援機関が連携する必要性については共通した認識となっていること、具体的な連携についてはそれぞれが個別に取り組みをしている現状等が明らかとなった。

3時間と長時間におよぶ熱心な議論の上、「中小企業サミット」は盛会で終了した。その後、場所を移して行われた交流会にも、パネリストをはじめ多数の関係者の参加があり、サミットに引き続き、中小企業支援に向けた意見交換が行われた。

今後は、当会から積極的に出掛けて行き、埋もれている問題を掘り起こしていきたい。